

重度障がい者等日常生活用具の申請について

申請に必要なもの

申請書

障害者手帳

特定疾患医療受給者証など(難病を理由として申請する場合)

見積書

医師の意見書(以下の場合に要添付)

- ①たん吸引器、吸入器の申請で、呼吸器の障害名がない場合
- ②動脈血中酸素飽和度測定器の申請で、呼吸器の障害名がない場合
- ③難病を理由として申請する場合

個人番号に関するもの(以下の①、②のどちらか)

- ①個人番号カード
- ②「個人番号通知カード」と「写真付きの本人確認書類(身体障害者手帳でも可能)」

日常生活用具種目一覧

特殊寝台※	移動・移乗支援用具※	電気式たん吸引器(両用器含む)	ポータブルレコーダー
特殊マット※	頭部保護帽	酸素ボンベ運搬車	視覚障害者用活字文書読上げ装置
特殊尿器※	特殊便器	盲人用体温計(音声式)	視覚障害者用器読書
入浴担架※	火災警報器	盲人用体重計(音声式)	盲人用時計(音声式、触読式)
体位変換器※	自動消火器	盲人用血圧計(音声式)	聴覚障害者用通信装置(主にFAX)
移動用リフト※	電磁調理器	動脈血中酸素飽和度測定器	地デジ放送が聞こえるラジカエ
訓練いす(障害児に限る)	歩行時間延長信号機用小型送信機	携帯用会話補助装置	聴覚障害者用情報受信装置
入浴補助用具※	聴覚障害者用屋内信号装置	視覚障害者情報・通信支援用具	人工喉頭笛式
便器※	透析液加温器	点字ディスプレイ	人工喉頭電動式
T字状・棒状のつえ(一本づえ)	ネブライザー(吸入器)	点字器	点字図書
	収尿器	点字タイプライター	居宅生活動作補助用具※

【注意事項】

上記種目の※印については、65才以上の方、40才以上の方で特定疾病により介護保険に該当する方は、介護保険による貸与や購入費の支給が優先されますので、給付対象となりません。

負担金額について

原則：基準額の1割負担

住民税課税状況により、月額負担上限額が異なります。

世帯の範囲は、18歳以上の障がい者の場合は、本人及び配偶者が世帯の範囲となります。

18歳未満の障がい児の場合は、同一世帯の全員となります。

- ・生活保護世帯：月額負担上限額 0円(基準額内の自己負担なし)
- ・市民税非課税世帯：月額負担上限額 0円(基準額内の自己負担なし)
- ・一般(住民税課税世帯で下記以外)：月額負担上限額 37,200円
- ・一定所得以上(住民税課税世帯で住民税所得割額が46万円以上の方がいる世帯)

【障がい者】給付対象外(全額自己負担)

【障がい児】月額上限負担額 37,200円

基準額を超えた部分については、自己負担になります。

決定までの期間

通常1～2週間で決定の通知をいたしますが、書類の状況により変わる場合もあります。